

大分県における食品の安全確保に係る取組について

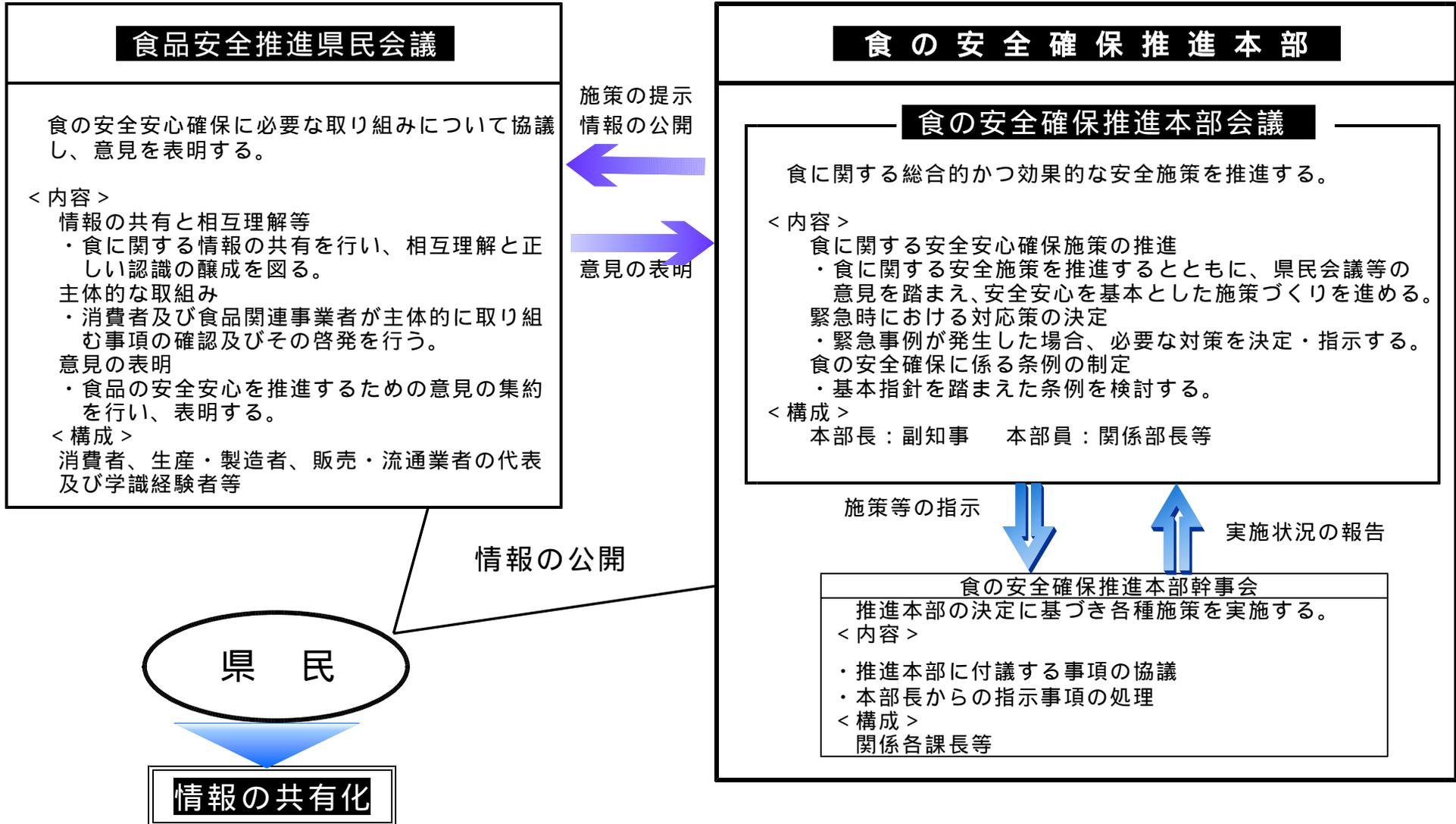
ページ	項 目
1	食の安全安心確保推進体制・機能フロー
2	大分県食品安全推進県民会議設置要綱
3	大分県食品安全推進県民会議委員名簿
4	大分県食品安全推進県民会議の開催状況
5	大分県食の安全確保推進本部設置規程
7	大分県食の安全確保推進本部関係会議の開催状況
8	大分県食品表示ウォッチャー・アドバイザー制度
9	食の安全安心に関する意見交換会
10	平成16年度食の安全推進関係計画
別冊	大分県における食品の安全確保に係る基本指針

大分県食の安全確保推進本部 事務局

食の安全安心確保推進体制・機能フロー

(県民参加の推進機関)

(県の推進機関)



大分県食品安全推進県民会議設置要綱

(目的)

第1条 大分県における食の安全安心確保を推進するため、広く県民の意見を聴取し、施策に反映することを目的として、大分県食品安全推進県民会議（以下「県民会議」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 県民会議は、次の事項について協議する。

- (1) 生産・製造から流通、消費に至る食の安全安心に関する情報及び意見の交換
- (2) 食の安全安心確保の推進に関する事。

(構成)

第3条 県民会議は、委員20名以内で構成する。

2 委員は次に掲げる者のうちから知事が委嘱する。

- (1) 消費者
- (2) 食品の生産・製造者
- (3) 食品の流通・販売者
- (4) 学識経験者

(任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けたときは、補欠の委員を置くことができる。補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長等)

第5条 県民会議には、会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、県民会議の事務を総括し、県民会議を代表する。
- 4 副会長は、委員のうちから会長が指名する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。

(会議)

第6条 県民会議の会議は、会長が招集し、主宰する。

2 会長は、必要に応じて県民会議の会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

(庶務)

第7条 県民会議の庶務は、大分県生活環境部食品安全・衛生課において行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、県民会議の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年9月1日から施行する。

大分県食品安全推進県民会議委員名簿

(敬称略)

区分	団体名等	委員名	市町村名	備 考
消費者 代表 (6名)	(社)大分県地域婦人団体連合会	田中 生代 <small>(たなか みちよ)</small>	弥生町	
	大分県生活学校連絡協議会	小野 ひさえ <small>(おの ひさえ)</small>	大分市	
	大分県生活協同組合連合会	足立 勇一 <small>(あだち ゆういち)</small>	臼杵市	
	大分県食生活改善推進協議会	松田 教子 <small>(まつだ きょうこ)</small>	大分市	
	食品表示ウォッチャーOB	和田 英子 <small>(わだ えいこ)</small>	大分市	
	食品表示ウォッチャーOB	横光 陽子 <small>(よこみつ ようこ)</small>	中津市	
生産・ 製造者 代表 (6名)	全国農業協同組合連合会大分県本部	小野 昇二 <small>(おの しょうじ)</small>	大分市	
	大分県漁業協同組合	真鍋 ハマ子 <small>(まなべ はまこ)</small>	杵築市	
	大分県酪農業協同組合	畑尾 常夫 <small>(はたお つねお)</small>	豊後高田市	
	大分県食品産業協議会	齋藤 智 <small>(さいとう さとる)</small>	別府市	
	おおいた農村女性起業活動運営協議会	安部 功子 <small>(あべ のりこ)</small>	院内町	
	大分県かん水養殖協議会	山本 勇 <small>(やまもと いさむ)</small>	蒲江町	
流通・ 販売業者 代表 (6名)	大分県青果物卸売市場連合会	村上 年夫 <small>(むらかみ としお)</small>	大分市	
	大分県魚市場連合会	桑原 重信 <small>(くわばら しげのぶ)</small>	豊後高田市	
	(社)大分県食品衛生協会	岡部 豊 <small>(おかべ ゆたか)</small>	大分市	
	おおいた里の駅ネットワーク	田中 清美 <small>(たなか きよみ)</small>	安岐町	
	大分県商工会議所連合会	今川 敦子 <small>(いまがわ あつこ)</small>	大分市	
	大分県商工会連合会	高橋 香一郎 <small>(たかはし こういちろう)</small>	弥生町	
学識 経験者 (2名)	弁護士	内田 健 <small>(うちだ けん)</small>	大分市	
	大分大学経済学部長	宇野 稔 <small>(うの みのる)</small>	大分市	

平成15年度大分県食品安全推進県民会議の開催状況

開催月日	会議名等	場 所	内 容
9月22日(月)	第1回会議	県共同庁舎 14階大会議室	(1)国の動き ・食品安全基本法の制定(内閣府) ・食品衛生法の大改正(厚生労働省) ・食の安全・安心のための政策大綱の策定(農林水産省) (2)県の取組 ・大分県における食品の安全確保に関する基本方針の策定 ・平成15年度食の安全に関する主な施策 (3)意見交換
11月11日(火)	生産現場視察	イチゴ農園 (大分市) ブリ養殖場 (蒲江町)	生産現場視察 意見交換会
12月12日(金)	第2回会議	消費生活・男女共同 参画プラザ 2階大会議室	(1)生産現場視察について (2)平成15年度食の安全確保推進関係事業の進捗状況について (3)食の安全に関する大分農政事務所の取組について (4)大分県食品安全基本条例(仮称)について (5)今後のスケジュールについて
2月13日(金)	第3回会議	消費生活・男女共同 参画プラザ 2階大会議室	(1)食を取り巻く最近の動きについて ・アメリカ産牛のBSE発生について ・高病原性鳥インフルエンザについて ・天然二枚貝の採捕・出荷の自主規制について ・しいたけ偽装表示業者の調査結果 (2)平成16年度食の安全確保推進関係事業の概要について (3)大分県食品安全基本条例(仮称)について (4)その他 ・平成16年度食品衛生監視指導計画(案)について ・食品衛生法に基づく公衆衛生上講ずべき措置の基準及び営業施設の基準を定める条例の一部改正について (5)平成16年度スケジュール
3月29日(月)	第4回会議	消費生活・男女共同 参画プラザ 2階大会議室	(1)九重町で発生した高病原性鳥インフルエンザへの対応について ・「食の安全確保推進本部」の取組について ・「高病原性鳥インフルエンザ防疫対策本部」(農政部)の取組について ・「高病原性鳥インフルエンザ健康危機管理対策本部」(福祉保健部)の取組について ・生活環境部の取組について

大分県訓令甲第二十四号
大分県教育委員会訓令甲第九号
大分県警察本部訓令甲第十七号

知 事 部 局
教 育 本 庁
警 察 本 部

大分県食の安全確保推進本部設置規程を次のように定める。

平成十五年九月一日

大 分 県 知 事 広 瀬 勝 貞
大 分 県 教 育 委 員 会
大分県警察本部長 柴 田 健

大分県食の安全確保推進本部設置規程

(設置)

第一条 県民の食に関する安全及び安心の確保に係る施策を総合的かつ効果的に推進するため、大分県食の安全確保推進本部(以下「本部」という。)を設置する。

(所掌事務)

第二条 本部は、次の事項を所掌する。

- 一 食に関する安全及び安心の確保に係る施策の総合調整に関すること。
- 二 緊急時における食の安全及び安心の確保に係る調整に関すること。

(組織)

第三条 本部は、本部長、副本部長及び本部員で組織する。

- 2 本部長は、副知事をもって充てる。
- 3 副本部長は、生活環境部長及び農林水産部長をもって充てる。
- 4 本部員は、別表第一に掲げる者をもって充てる。

(職務)

第四条 本部長は、本部の事務を総理する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、本部長があらかじめ指名する副本部長がその職務を代理する。

(会議)

第五条 本部の会議は、必要に応じ、本部長が招集し、本部長が議長となる。

- 2 本部長は、必要があるときは、本部員以外の者を会議に出席させ、意見を述べさせることができる。

(幹事会)

第六条 本部に、本部の付議事項について協議するため、幹事会を置く。

- 2 幹事会は、幹事長及び幹事で組織し、幹事長及び幹事は、別表第二に掲げる者をもって充てる。
- 3 幹事会の会議は、幹事長が招集し、幹事長が議長となる。
- 4 幹事長は、必要があるときは、幹事以外の者を会議に出席させ、意見を述べさせることができる。
- 5 幹事会に必要に応じて専門部会を置くことができる。

(庶務)

第七条 本部の庶務は、生活環境部で行う。

(雑則)

第八条 この規程に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この訓令は、公示の日から施行する。

別表第一（第三条関係）

企画振興部長

福祉保健部長

商工労働部長

教育長

警察本部生活安全部長

別表第二（第六条関係）

幹事長

生活環境部審議監

幹事

広報広聴課長

医務薬事課長

健康対策課長

県民生活・男女共同参画課長

青少年・学事課私学振興室長

食品安全・衛生課長

商工労働企画課長

商工労働企画課経営金融支援室長

商業・サービス業振興課長

農産振興課長

農産振興課園芸振興室長

農産振興課安全流通室長

畜産振興課長

畜産振興課衛生飼料室長

林業振興課長

漁業管理課長

水産振興課長

教育庁体育保健課長

警察本部生活安全部生活保安課長

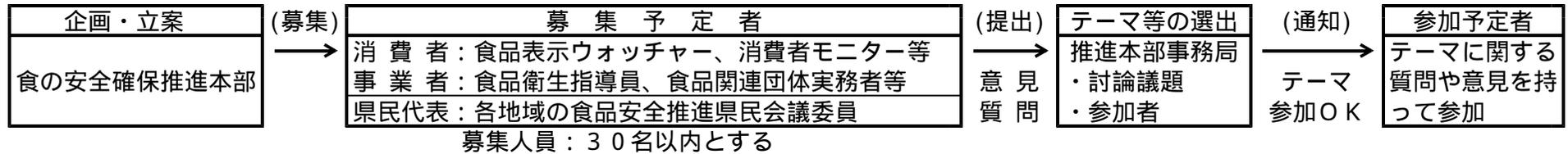
（平成16年4月1日 改正）

平成15年度大分県食の安全確保推進本部関係会議の開催状況

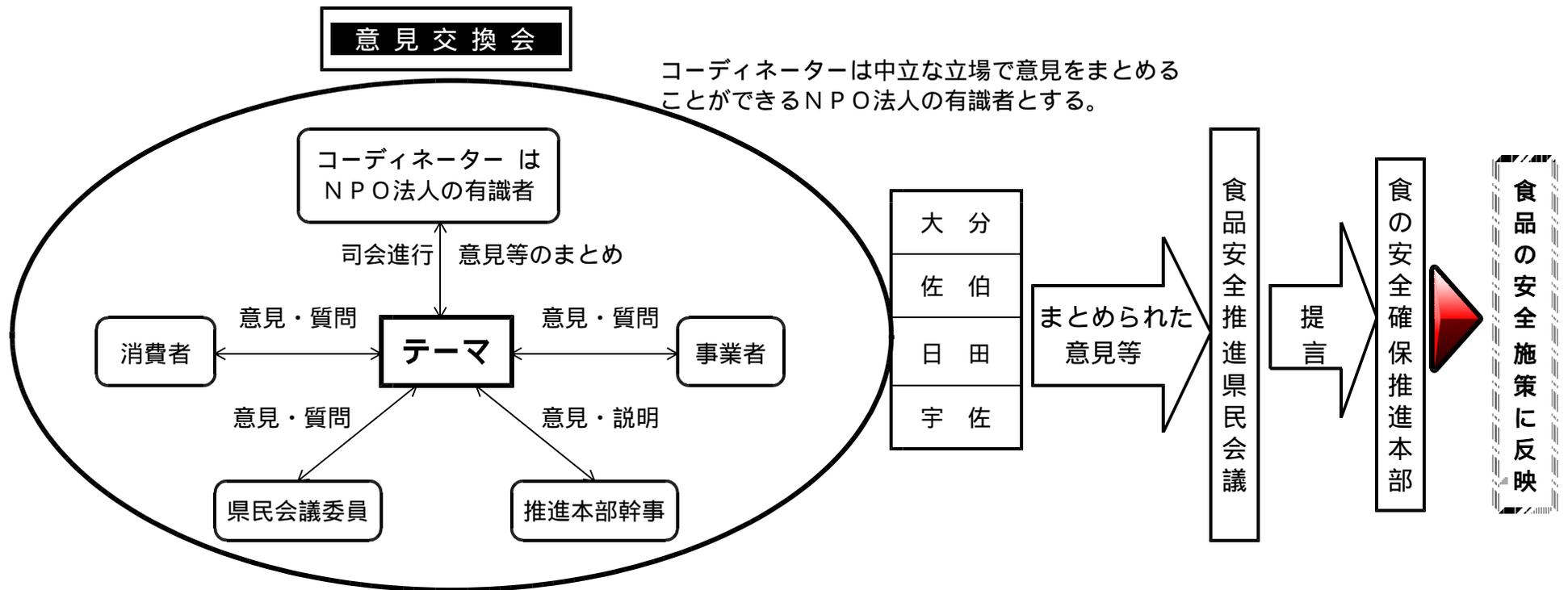
月日	食の安全確保推進本部幹事会 (平成15年9月1日設置)	食の安全確保推進本部 (平成15年9月1日設置)	食の安全確保庁内連絡調整会議 (平成12年12月12日設置) (平成15年9月1日廃止)
6月26日			<ul style="list-style-type: none"> ・関係要綱の一部改正 ・大分県の平成14年度食品安全確保に係る取組経過について ・大分県の平成15年度食品安全確保に係る取組について ・国の食品安全行政に関する動向
9月1日		<ul style="list-style-type: none"> (1)国の動き <ul style="list-style-type: none"> ・食品安全基本法の制定(内閣府) ・食品衛生法の大改正(厚生労働省) ・食の安全・安心のための政策大綱の策定(農林水産省) (2)県の取組 <ul style="list-style-type: none"> ・大分県における食品の安全確保に関する基本方針 ・平成15年度食の安全に関する主な施策 ・大分県食品安全推進県民会議 	
10月17日	<ul style="list-style-type: none"> (1)食の安全安心に係る最近の話題 <ul style="list-style-type: none"> ・ホルマリン使用養殖フグ問題 ・国産しいたけへの中国産混入問題 ・BSE感染牛(8頭目)問題 (2)食の安全確保推進本部内の連絡体制 (3)平成16年度事業 (4)大分県食品安全条例(仮称) 		
11月21日	<ul style="list-style-type: none"> (1)大分県食品安全(基本)条例(仮称) (2)報告事項 <ul style="list-style-type: none"> ・平成15年度食の安全安心確保に関する事業の進捗状況 ・食品安全推進県民会議現地視察研修の結果 ・BSE対策の現状報告 ・コイヘルペスウイルス病 ・食の安全・安心確保に関する事務処理要領 ・食品表示110番頭に関する情報の事務処理要領 		
1月13日	山口県の高病原性鳥インフルエンザ発生に伴う緊急幹事会 (畜産課、健康対策課、食品安全・衛生課のみ)		
1月23日	<ul style="list-style-type: none"> (1)報告事項 <ul style="list-style-type: none"> ・米国で初めて確認されたBSE ・高病原性鳥インフルエンザ ・乾しいたけの偽装表示 ・食品営業許可施設の基準を定める条例の改正 (2)協議事項 <ul style="list-style-type: none"> ・大分県食品安全基本条例(案) ・平成16年度食の安全安心に係る各課の施策(案) 		
2月17日		鳥インフルエンザの発生とその対応についての緊急会議	

食の安全安心に関する意見交換会の開催

1 意見交換会開催までの流れ



2 地域別意見交換会の開催（大分、佐伯、日田、宇佐地区）



企画・立案
食の安全確保推進本部

依頼
→

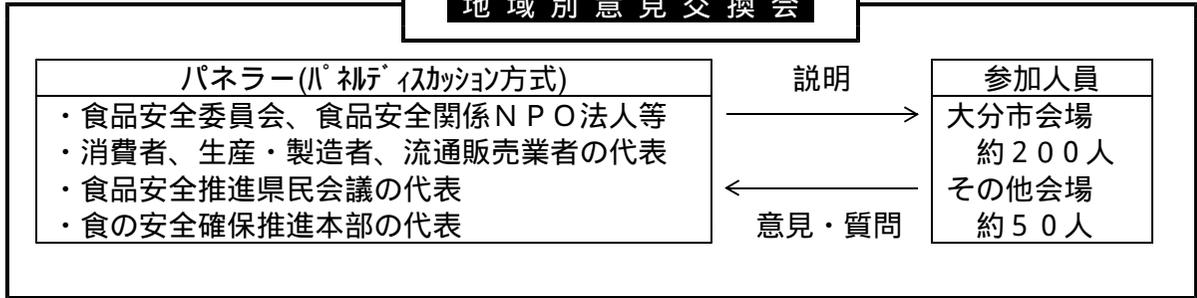
募集・実施
地方振興局
・
保健所

食の安全に関する地方機関が実施主体となることで、地方行政 組織の横
の連携の強化を図る。



議題： 食品安全行政の現状と今後
大分県食品安全基本条例(仮称)制定の考え方
大分県食品安全行動計画(仮称)制定に向けた意見聴取

地域別意見交換会



各地域において消費者と食品関連事業者が一堂に会し、食の安全性に対する共通認識を図り、安全安心な食品の確保のための相互理解を図る。

平成16年度食の安全推進関係計画

月	食品表示ウォッチャー	食の安全安心意見交換会	食の安全確保推進本部	食の安全確保推進本部 幹事会	食品安全推進県民会議
4				第1回会議(4月23日) 議題: (1)平成16年度事業について (2)食の安全・安心確保に関する連携について (3)食品安全基本条例(仮称)について (4)食品安全推進県民会議について	
5	「委嘱式と研修会」 5月19日(水)10:30～12:00 大分全日空ホテルオアシスタワー ・委嘱式 ・食品表示についての研修 (*午後からは国の共催研修会)	「食品に関するリスクコミュニケーション」 5月19日(水)13:00～16:00 大分全日空ホテルオアシスタワー (国の共催) (*ウォッチャー委嘱式を事前に行う)	第1回会議(5月10日) 議題: (1)高病原性鳥インフルエンザ発生後の取組み (2)平成16年度事業について (3)食品安全基本条例(仮称)について		第1回県民会議(5月25日) 議題: (1)平成16年度事業について (2)食品安全基本条例(仮称)について (3)今後のスケジュール
条例の基本的考え方パブリックコメント(1ヶ月間)					
6	現場研修会(各保健所単位)				第2回県民会議(現場視察研修) (1)農業現場視察 (2)意見交換会
7	研修会 (佐伯市で開催される意見交換会での研修)	佐伯市で開催		第2回会議開催 議題: (1)視察後の意見等について (2)H15年度食の安全確保推進事業実施状況の報告 (3)食品安全基本条例(仮称)について (4)食品安全推進県民会議について	
8					第3回県民会議 議題: (1)現場視察研修の報告 (2)H15年度食の安全確保推進事業実施状況の報告 (3)H17年度食の安全確保推進事業進への要望 (4)食品安全基本条例(仮称)について
9	研修会 (日田市・宇佐市で開催される意見交換会での研修)	日田市・宇佐市で開催		第3回会議開催 議題: (1)食品安全基本条例(仮称)について (2)H16年度食の安全確保推進事業進捗状況の報告 (3)食品安全推進県民会議について	第4回県民会議(現場視察研修) (1)農業現場視察 (2)意見交換会
10	現場研修会(各保健所単位)		第2回会議開催(上旬) 議題: (1)食品安全基本条例(仮称)について		第5回県民会議(下旬) 議題: (1)食品安全基本条例(仮称)について (2)H16年度食の安全確保推進事業進捗状況の報告
条例案パブリックコメント(1ヶ月間)					
12				第4回会議開催 議題: (1)食品安全基本条例(仮称)について (2)H17年度食の安全確保推進事業の要求内容説明	
1			第3回会議開催 議題: (1)食品安全基本条例(仮称)について		
2				第5回会議開催 議題: (1)食品安全基本条例(仮称)について (2)H17年度食の安全確保推進事業の要求内容説明 (3)食品衛生監視指導計画について (4)食品安全推進県民会議について	第6回県民会議 議題: (1)食品安全基本条例(仮称)について (2)H17年度食の安全確保推進事業の要求内容説明 (3)食品衛生監視指導計画について
食品安全基本条例案を県議会に提案					
3	ウォッチャー年度末報告 (食品安全・衛生課あて)				

大分県における食品の安全確保に係る基本指針

平成14年3月1日策定

前文

近年、経済並びに科学技術の発展により食品の流通の広域化や国際化が進み、また、消費者ニーズの多様化及び高度化に伴い、多種多様の食品が流通し、県民の食生活は質的、量的にもかつてないほど豊かになっている。

従来、県では、食品衛生法などにより、食品の生産、流通（販売）及び消費の各段階において、各種の農薬、抗菌性物質及び食品添加物の適正な使用や表示の指導並びに市販食品・輸入食品の検査を行うとともに、消費者に対しては食品衛生に関する知識の普及啓発などの諸施策を展開してきたところである。

このような中、総合衛生管理製造過程承認施設で製造された乳製品による大型食中毒、多くの学童に被害が生じたO157による集団食中毒など微生物が原因となった事件や、大量消費により生じたゴミを焼却することで発生するダイオキシン類などの化学物質による食品汚染問題の発生、また、BSE（牛海綿状脳症）や遺伝子組換え食品の安全性等に対する不安感などもあり、県民の食品の安全性に対する関心が高まっている。

そこで、県では、食品の生産から消費に至るまでの各段階における安全性の確保を図るため、生産者・流通業者（販売者）・消費者が一体となって、食品の安全性の確保を進める上での基本的な考え方、施策の方向を示すものとして「大分県における食品の安全確保に係る基本指針」を策定し、食品安全対策の一層の推進を図ることとした。

今後、県の食品の安全確保に関する施策は、本指針に基づいて実施することとし、もって県民の安全な食生活の維持、向上に寄与するものとする。

基本的な考え方

食品の安全性を確保することは、県民の生命と健康を維持・増進するために必要不可欠な事項であり、県政の基本的な重要課題でもある。また、食品の生産から販売に携わる者は、常に安全な食品を提供する義務を有し、消費者は安全な食品を享受できる権利を有している。このことから、生産・製造・加工から流通・販売、消費に至るまでの各段階において、適切かつ十分な安全対策を講じなければならない。

また併せて関係者は、生産から消費の各段階で発生する食品の残渣等が、環境に与える影響などについても十分配慮する必要がある。

食品の安全性確保には、生産者と製造者等による安全な食品の供給、消費者が安全に食品を摂食するための知識の修得及び国・県等による食品衛生施策の実施など、それぞれが主体性を持って総合的に取り組むことが重要である。

大分県は、食品の安全性確保のために、生産から販売に至る各段階において監視・指導するとともに、積極的に消費者等へ情報を公開することに努める。

このため、大分県は食品の安全性を確保するため当面する課題について、次の考え方に立ち各種施策を進めるとともに、調査・研究、支援・連携の推進を図る。

なお、この基本指針については、食品の安全性を確保するため、適宜、見直しを行う。

- 1 食品に起因する事故の発生を防止し、食品の安全性を確保するため、生産・製造・加工、流通、販売段階において監視・指導及び適正な助言を行い、危害分析重要管理点方式（以下「HACCPシステム」という。）の考え方の導入を推進する。
- 2 生産・製造・加工段階において、農薬、抗菌性物質、食品添加物などを使用する場合は、使用基準等を遵守し、さらにできる限り削減するよう指導する。
- 3 販売段階における表示に関しては、食品を選択する際の重要な目安となることから、消費者の立場に立った適正な表示を指導する。
- 4 消費者が購入した食品の衛生を確保するために、積極的な衛生思想の普及啓発に努める。
- 5 県民が参加する各種行事等を活用して食品の安全確保に関する県民ニーズの把握に努め、その意向を施策に反映する。
- 6 消費者自らが必要とする食品を選択できるよう情報の提供を推進する。
- 7 遺伝子組換え及びクローン技術を利用した食品に関する情報の提供を推進する。
- 8 内分泌かく乱化学物質（ダイオキシン類等）などの化学物質についての調査・研究を行うとともに情報の提供を推進する。
- 9 食品（輸入食品を含む。）の安全性を確保するため食品検査体制の充実に努める。
- 10 生産者と消費者の顔が互いに見える関係づくりを支援し、地場産業の振興を図ることにより安全で安心な県産一次製品の生産の推進を図る。
- 11 食品の安全性の確保について、国や他自治体等との連携強化を図る。

施策の方向

基本的な考え方と当面の課題に基づき、その対策を明らかにし、施策の方向を次に示す。

1 生産・製造・加工段階での監視・指導

生産・製造・加工段階においては、監視・指導が食品の安全性確保のために最も重要である。

(1) 生産段階における指導

農林業では、農林産物の安全性を確保するため、農薬取締法に基づき農薬の適正使用の徹底を指導する。また、「豊の国 農業・農村ビジョン21」（平成12年3月策定）等に基づき有機物の土壌還元による土づくりなど化学肥料等、化学物質に過度に頼らない環境にやさしい生産方式を推進するとともに、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（以下「JAS法」という。）に基づく有機農産物及び特別栽培農産物に係る表示ガイドラインにそって栽培された農産物に対する認証制度の適切な運用を図る。

畜産業では、畜産物の安全性を確保するため、生産段階における家畜衛生対策の充実強化、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律に基づく飼料、飼料添加物及び薬事法に基づく動物用医薬品の適正使用の徹底を図り、さらに動物用医薬品の使用量を極力減らすことを目的として、家畜の疾病予防等のモニタリング調査に基づく飼育の指導を早期に実施する。

水産業では、養殖水産動植物の食品としての安全性を確保するため、「大分県養殖指針」（平成12年12月策定）に基づき、養殖資材の適正使用の徹底を図る。特に、人の健康に悪影響をあたえる可能性が否定できない物質の使用を禁止し、薬事法に基づく水産用医薬品の適正使用についても徹底を図る。また、定期的に二枚貝の貝毒モニタリング調査を実施し、二枚貝の毒化を監視する。

また、玄米、野菜、果物、しいたけ、食肉、魚等の農林水産物にあっては原産地表示の指導を徹底するとともに、中でも牛については移動歴が把握できる体制づくりを推進する。

(2) 食品製造業等の製造・加工・調理段階における監視・指導

食品の製造業等に対しては、食品衛生法等に基づく監視・指導を強化し、併せて、食品衛生の最新の知識を普及・啓発するため衛生講習会等を開催する。また、食品に対する正しい意識の醸成を育成し、もって食品取扱い関係者のモラルの向上を図る。

保健所の食品衛生監視機動班（以下「監視機動班」という。）は、新開発技術等に対応した科学的・専門的な監視を積極的に進めるとともに、細菌やウイルス、化学物質等による食中毒の発生防止、異物混入の防止等のため、HACCPシステムを取り入れた製造方法の導入を指導する。

給食施設、飲食店等に対しては、原材料、アレルギー物質、栄養成分等について、適正に表示された食品を使用するよう指導する。

2 流通・販売段階での監視・指導及び表示の適正化

流通・販売段階においては、生産・製造（加工）された食品がその特性に基づいて適正に取り扱われているか監視・指導を強化することが、食品の安全性確保の重要なポイントである。

(1) 監視・指導

大量かつ広域的に流通する食材、食品及び輸入食品の安全対策を推進するため監視機動班を主体として卸売市場、量販店等に対し、食品等の表示、衛生的な取扱い及び適正な温度管理等の監視・指導の充実強化を図るとともに、食品の取扱いに関するモラルの向上を図る。

特に、主食である玄米及び精米の品質保持の適正化について、食糧事務所及び県はＪＡＳ法に基づき、販売店等に対し巡回点検、モニタリングによる監視体制の充実強化を図る。

さらに、食肉の衛生確保については、食肉衛生検査所などの検査施設における食肉衛生検査体制の充実強化を図る。

また、有毒・有害な動植物性食品（ドクサバフグ、毒キノコ等）が市場に流通することを防止するため、関係機関が連携し、監視・指導の充実強化を図る。

(2) 表示の適正化

表示は食品を選択する重要な目安であることから、食品衛生法、ＪＡＳ法、栄養改善法、薬事法、不当景品類及び不当表示防止法や大分県民の消費生活の安定及び向上に関する条例の的確な運用を図るとともに、消費者に正しくわかりやすい表示をするよう関係機関と連携しながら、事業者の指導・啓発並びに必要な応じて立入検査等を行う。

また、新しく表示が義務化された遺伝子組換え食品、保健機能食品（特定保健用食品、栄養機能食品）及びアレルギー物質を含む食品の表示について指導を強化し、適正な表示を徹底させるとともに、技術革新に伴う新たな食品に関する情報の表示及び有機農産物の適正な表示等の推進に努める。

3 消費段階での指導・啓発

消費段階においては、食品の特性に応じた取扱いの指導、食品衛生意識向上の啓発が必要である。

(1) 指導

消費者が安全な食生活を営むためには、食品の温度管理や調理方法などに留意するなどの必要がある。このため、衛生講習会等を開催して、食品を適正に保存し、安全に摂食するための指導を充実する。

(2) 啓発

県民の健康づくりプランである「生涯健康県おおいた21」（平成13年3月策定）に基づき栄養成分表示等についての啓発講座等の開催や「食生活指針」に基づいた日本型食生活の推進など、県民の健康に考慮した食生活に関する啓発を行う。

食品に関する様々な風評に惑わされることなく食生活が営めるよう、食品衛生に関する正しい知識の普及・向上を図る。

4 情報の共有

食品の安全性に対する不安の解消及び危害発生防止等のためには、食品に関するあらゆる情報を生産から消費に至るまでの関係者で共有することが重要である。

食品の安全性確保及び消費者の食品に対する信頼性の確保のために、国内外の食品に関する幅広い情報の収集・蓄積を行い、インターネット等を活用した食品の安全性に関する情報の共有を行う。

地産地消「とよの国食彩」運動やグリーンツーリズム、ブルーツーリズム、産地直売などを通じて、生産者と消費者の互いの顔が見える交流の場を設けることにより、食品の安全性についての情報の共有を行う。

また、食品の安全性確保に関する県民の意向を施策に反映するため、県民参加型の各種行事やインターネット等を活用して、広く県民ニーズの把握に努める。

さらに、収去検査、商品テスト等で得られた食品の安全性等に関する情報を消費者に提供するとともに、食中毒の発生しやすい気象条件にある時は、「食中毒注意報」を発令し、マスコミを通じて食中毒への注意を喚起する。

5 調査・研究及び試験検査

遺伝子組換え食品の登場など高度な科学技術の応用が食品分野で進む一方で、内分泌かく乱化学物質や牛海綿状脳症の問題など最新の科学技術を持って対応すべき問題が生じてきていることから、食品の安全性確保のため調査・研究を推進する必要がある。

(1) 調査・研究

残留農薬、残留動物用医薬品、遺伝子組換え食品、クローン技術、食品添加物、容器包装及び食中毒起因病原体等の情報の収集・蓄積を図るとともに、内分泌かく乱化学物質（ダイオキシン類等）などについて食品等の安全性に関する調査・研究を推進する。

環境にやさしい農業の推進を図り、減農薬・減化学肥料栽培のための研究及び技術開発を推進する。また、安全で豊かな食生活の実現のために、良質な農産物の品種開発やHACCPに対応した高度な食品管理技術の調査・研究を推進する。

家畜や養殖魚介類の病気の発生を未然に防止し、安全・安心な畜産物や水産物を供給するための研究及び技術開発を推進する。

県民の栄養状態や健康状態の調査結果等の健康関連情報と新たな食品開発など食品の生産や製造等の情報を関係者相互で交換し、食品の安全性確保に関する調査・研究を推進する。

(2) 試験検査体制

生産から流通・販売、消費に至る各段階での監視・指導に係る試験検査体制については、より高度な検査用機器の導入・整備及び検査業務管理基準（GLP）の充実を図ることにより、正確・迅速な検査に努める。

また、年々増加する検査対象項目についても迅速に対応できる検査手法を導入し、試験検査の一層の機能強化を図る。

特に、BSE検査を充実強化し、厳正な検査を実施するとともに、流通・販売量が増加している輸入食品の検査についても充実を図る。

6 支援・連携

食品の安全を確保するためには、県民（消費者、生産者等）の主体的な活動に対する支援と国や他の自治体との連携が重要である。

(1) 自主活動の支援

県民の食品の安全性確保に対する取り組みについて、活動の場や情報の提供、人材の育成や各種団体間のネットワーク形成など適切な支援を推進する。

また、消費者が風評に惑わされることなく正しい食品衛生の知識の修得に努めることも重要なことから、地域及び団体等での研修会や食文化・食習慣を子供の頃から大切にする教育活動などの自主的な取り組みについての支援を推進する。

(2) 自主衛生管理体制の推進

生産者、製造業者及び流通業者等に対して、食品の安全性確保のため自主衛生管理体制の構築について、積極的に支援する。このため、H A C C P の考え方を取り入れた生産・製造等を行うよう技術的な支援を行う。

(3) 農業・林業・畜産業・水産業の支援

「地域で産したものは、地域で消費する。消費あるところに産地が生まれる。」を基本理念として、生産者の顔が消費者に見える地産地消「とよの国食彩」運動を展開し、安全で安心な県産一次製品の生産を支援する。併せて、食品の安全性を確保するため環境に優しい農業等に対する技術的な支援も行う。

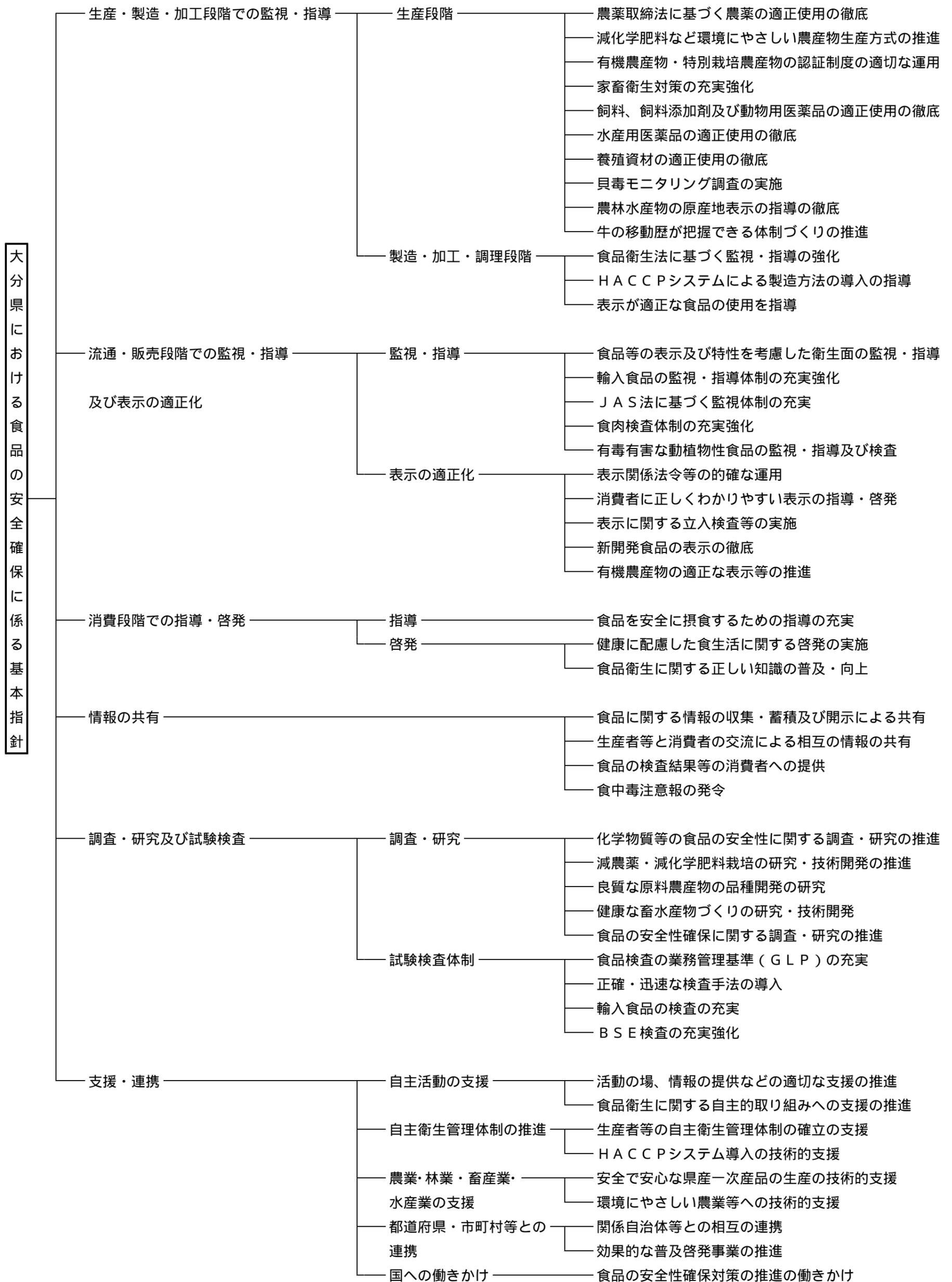
(4) 都道府県・市町村等との連携

広域に流通する食品の安全性を確保するためには、関係自治体、関係団体及び大学・研究機関等との相互の連携と理解と協力が不可欠であることから、情報交換を行い効果的な普及啓発に努める。

(5) 国への働きかけ

輸入食品の増加、食品流通の広域化及び食品の安全基準の国際化が進む中で、食品の安全性の確保はひとつの自治体の守備範囲を超えるものがあり、国の役割は極めて大きくなっている。大分県は、国との情報交換に努めるとともに、我が国の食文化・食習慣を配慮した食品の安全性確保対策の推進について働きかけを強める。

大分県における食品の安全確保に係る基本指針の体系



大分県における食品の安全確保に係る基本指針の用語解説

アレルギー物質（食物アレルギー）

食物の摂取により生体に障害を引き起こす反応のうち、食物抗原に対する免疫学的反応によるものを食物アレルギーと呼んでいます。この免疫学的な防御反応とは、体の中に異物（抗原）が入ってくるとこれに対して防衛しようとする働きにより、抗体が作られるものです。その後の抗原の侵入に対して、この抗体がよい方向に働けば、病気の発症を押さえて免疫ができますが、アレルギー体質の人の場合、過敏な反応をして、血圧低下、呼吸困難又は意識障害等、様々なアレルギー症状が引き起こされます。

アレルギー物質を含む食品の表示（アレルギー表示）

アレルギー患者にとっては、自分の摂食するものの中に、自分の体が反応するアレルギー物質を含むか否かが判り、選別できるように情報提供を受けることが重要です。食品衛生法によりアレルギー表示の義務づけられたものが5品目（小麦、そば、卵、乳、落花生）ですが、指導により表示を推奨されたものが19品目（あわび、いか、いくら、えび、オレンジ、かに、キウイフルーツ、牛肉、くるみ、さけ、さば、大豆、鶏肉、豚肉、まつたけ、もも、やまいも、りんご、ゼラチン）で、この品目は適宜見直されることとなっています。

遺伝子組換え食品

「組換えDNA技術」を利用してつくった農作物や微生物を使った食品のことです。組換えDNA技術を応用した食品は、農作物と組換え体そのものを食べない食品添加物のようなものに分けられます。

平成13年9月現在で、厚生労働省が安全性を審査したものとしては、とうもろこし、ジャガイモ等の農作物が39品種、キモシン、 - アミラーゼ等の食品添加物が7品目あります。

平成13年4月から遺伝子組換え食品の安全審査が義務化されたことにもない、遺伝子組換え食品が使われている食品は表示が義務化されています。ただし、当面義務表示としないものが一部あります。

遺伝子組換え食品のモニタリング調査

全国の各検疫所で行っている抜き取り検査のことを指します。

通常のモニタリングとは、日常的・継続的に行う監視・観察のことをいいます。

栄養改善法

国民の栄養改善思想を高め、国民の栄養状態を明らかにし、国民の栄養改善の方途を講じて国民の健康及び体力の維持向上を図り、国民の福祉の増進に寄与することを目的として昭和27年に制定されました。

特別用途表示の許可や栄養表示基準などの規定が設定されています。

栄養成分

食品に含まれるエネルギー・たんぱく質・脂質をはじめ、カルシウム・ビタミン・食物繊維など、健康に欠かすことのできない栄養素のことです。

我が国において常用される食品の標準的な成分値は、食品成分表に記載されています。

大分県民の消費生活の安定と向上に関する条例

県民の消費生活に関し、県、事業者及び消費者の果たすべき責務を明らかにするとともに、県の実施する施策について必要な事項を定め、もって県民の消費生活の安定及び向上を確保することを目的としています。

大分県養殖指針

大分県における養殖業は、近年、生産額が漁業全体の約4割を占めており、資源の減少等により低迷が続く水産業の中にあっては比較的順調に成長を続けています。また、沿岸漁業の振興、漁村の活性化及び中高級魚の供給を通じて、豊かな食生活の実現に大きな役割を担っています。

このため、養殖業の健全な振興と発展を図ることは、本県水産業の最も重要な課題のひとつとなっており、持続的な養殖生産を確保するために、養殖漁場の改善の取り組み及び疾病のまん延防止等の措置を積極的に進める必要があります。

このようなことから、昭和62年11月に策定した「魚類養殖指導指針」等の指針を抜本的に見直し、平成11年に農林水産大臣の定めた「持続的養殖生産の確保を図るための基本方針」に基づき、今後の本県の養殖業の健全な振興と発展を図るため、養殖指導基準として平成12年11月に「大分県養殖指針」を定めました。

養殖水産動植物

養殖により生産される魚介類、藻類のことをいいます。県内で代表的なものは、ブリ、マダイ、ヒラメ、シマアジ、クルマエビ、スッポン、ノリ等です。

貝毒

二枚貝が貝毒原因プランクトンを摂取することによって毒化する現象をいいます。毒は主に中腸腺（内臓）に蓄積されることが分かっています。貝毒には麻痺性と下痢性の2種類があり、これまで国内で知られている麻痺性貝毒プランクトンは、ギムノディニウム・カテナータム、アレキサンドリウム・カテネラ、アレキサンドリウム・タマレンセ及びアレキサンドリウム・タミヤバニッチの4種です。

大分県では、近年はギムノディニウム・カテナータムによる麻痺性貝毒の発生が懸念されています。

危害分析重要管理点方式（HACCPシステム）

HACCP(Hazard Analysis Critical Control Point)の略称で、「ハサップ」と呼ばれることもあります。HACCPシステムは1960年代に米国で宇宙開発計画が推進されていた際に、NASA（米国航空宇宙局）等が宇宙食の高度の微生物学的安全性確保のため開発したものです。

HACCPシステムは、最終食品の検査によって食品の安全性を確保しようとする管理法ではなく、危害分析(HA)に基づき、重点的に管理すべき工程を重要管理点(CCP)として定め、その工程を連続的に管理することにより、製品ひとつひとつの安全性・品質を確保する手法です。

クローン

生物の生殖には、雌雄両性が関与する『有性生殖』と雌雄両性が関与しない『無性生殖』があります。有性生殖では、雌の卵子が雄の精子と受精し、受精卵が形成されますが、全く同じ遺伝子組織を持つ個体が複数発生することはありません（一卵双生児や三つ子等を除く）。一方、無性生殖では、受精の段階を経ず増殖するため、生まれてくる細胞や個体は、お互いに遺伝的に同一です。例えば、ゾウリムシなどの単細胞微生物は、無性生殖のひとつの形である細胞分裂によって増殖していきます。その分裂したそれぞれのゾウリムシは、お互いにクローンと言えます。植物でも、球根で増えたチューリップなどは、花粉がめしべに受精するという受精を経ていない無性生殖であって、お互いにクローンです。

また、有性生殖を行う哺乳動物においても、自然に発生する一卵性の双子や三つ子は、一つの受精卵に由来するものであるため、遺伝子組織が完全に等しいため、お互いにクローンと言えます。最近では、一部の哺乳動物において、遺伝的に同一なクローン個体を作成する技術が可能となっています。

このように、クローンは、「お互いに遺伝的に同一な個体や細胞（の集団）」をいいます。

農業におけるクローンの利用

植物のクローン技術

チューリップの球根、ジャガイモの塊茎、アジサイの挿し木、ヤマイモのむかごによる増殖などがあげられ、これらの技術は、品質の揃った農産物、園芸作物の生産に役立っています。

畜産などのクローン技術

クローン技術は、家畜の改良を進める中で有効な手段の一つであり、生産性や品質の向上に役立つものとして期待されています。牛においては、既にクローン牛が誕生しています。

グリーンツーリズム

農村漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律（平成6年制定）の定義では、「緑豊かな農山漁村地域において、その自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇運動」のことであり、ひとことで言うと「農村で楽しむゆとりある休暇である」とされています。

検査業務管理基準（G L P : Good Laboratory Practice）

食品衛生法により、都道府県が設置する食品衛生検査施設にはG L Pの導入が義務づけられ、検査データの信頼性保証を確立しています。

G L Pの主な内容は、

- (1) 誰がどこで検査しても同じデータが得られるために検査方法の明確化を行う。
- (2) 検査をする人は作業手順書どおりに作業を実施し、検査の各部門・区分ごとに責任者を設置して検査体制を明確化する。
- (3) 検査が適正に実施されていることを確認するために内部・外部精度管理を実施する。

G L P規制の歴史

試験検査機関にG L Pが導入された発端は医薬の分野で、1960年に西ドイツの製薬企業が開発した睡眠薬サリドマイドを服用した妊婦が出産した新生児に、特徴ある奇形が発生した事件であります。この事件を機に、世界各国の医薬品規制当局は新医薬品の認可申請に対し、発ガン性や毒性等の様々なデータを要求するようになりました。

この状況の中で問題となったものが、規制当局に提出される各種のデータは適性に試験され、かつ、十分な信ぴょう性を有しているか否かでありました。

そこで、検査機関でのデータが適正に試験され、十分な信ぴょう性を有するものになるために導入されたものがG L Pです。

残留農薬

厚生労働省は、食品衛生法に残留農薬の基準を設定しています。この基準では、野菜、果実等食品に残留する農薬の成分である物質の許容限度を農薬・農産物ごとに定め、これは国内の農産物だけでなく、輸入農産物にも適用され合致しない農産物の流通は禁止されます。

平成13年7月現在、217農薬について約130の農産物の種類ごとに約8,300の基準が策定されています。

抗菌性物質

微生物の発育を阻害する物質であり、細菌などによる感染症の治療や予防あるいは成長促進等の目的で用いられています。動物用医薬品の中で最も製造承認数の多い医薬品です。抗菌性物質はさらに合成抗菌剤と抗生物質に分類されます。合成抗菌剤は化学的に合成された物質で、サルファ剤、ニトロフラン剤、キノロン剤などがあります。抗生物質は微生物の産生する天然起源の化合物、あるいはそれを化学的若しくは微生物学的に修飾することによって得られたものを指します。

残留動物用医薬品

動物用医薬品のうち抗生物質、合成抗菌剤などは、家畜の生産段階において、主として疾病の治療と予防を目的として使用されているものです。これら抗生物質などは、家畜に投与されてから、排出されるまでに一定の期間が必要です。医薬品の種類、投与量、投与方法によりその排出されるまでの期間は様々ですが、医薬品が投与されてから肉、乳、卵などが出荷されるまでの期間が不足した場合には、肉、乳、卵などに医薬品が残ります。これが、残留動物用医薬品です。

残留した医薬品は、ヒトの消化管内への影響が懸念されるため、残留基準を設定して、動物用医薬品の使用に際しての規制や食品中の動物用医薬品の残留検査を行うことにより、食品の安全性を図っています。

生涯健康県おおいた21

急速な高齢化の進行や生活習慣病の増加による疾病構造の変化等に対応し、県民一人ひとりが質の高い生活を送ることができるよう、また、健康寿命の延伸を目指して、平成22年度を目標年度とした122項目の健康づくり指標を策定し、県民の主体的な取り組みとこれを支援する環境の整備を推進することとしています。

商品テスト

商品の多種多様化に伴い安全性、品質、性能等に関する科学的情報を求める消費者の要求が高まってきています。そこで、県が商品の試験、検査等を行い、必要に応じて、検査結果を公表することをいいます。事業者への規制や指導を目的としたものではありません。

ここでの商品とは、消費生活を営む上において使用するものを指し、生活必需品に限定されず、レジャー用品等も含まれます。

食中毒起因病原体

食品や飲料水を媒介して食中毒を引き起こす病原体のことをいいます。従来は細菌に限定して呼ばれていましたが、近年はウイルスも病原体として考えられています。食中毒は、感染の仕方や予防対策面から感染型と毒素型に大別されています。

感染型食中毒

食品を汚染した生きた菌が食物や飲料水とともに経口的に取り込まれ、腸管内で細菌が増殖して食中毒症状を起こすことをいいます。細菌としては、サルモネラ、腸炎ビブリオ、病原大腸菌、下痢原性大腸菌、カンピロバクター、ウェルシュ菌、エルシニアなどがある。ウイルスとしては、小型球形ウイルス（SRSV）やA型肝炎ウイルスがあります。

毒素型食中毒

食品内で細菌が大量に増殖し、産生された毒素が食品内に蓄積され、これを喫食して起きるものです。病原体としては、黄色ブドウ球菌、ボツリヌス菌、セレウス菌があります。

食中毒注意報

大分県では「食中毒注意報発令基準」（昭和48年度）を設け、食中毒が発生しやすい気象条件になったとき、この基準に基づき食中毒注意報を発令しています。この基準は、下表のとおりですが、前日の気象条件で2項目（特に気温、湿度）以上が基準値に達し、食中毒のおそれがあると予想される場合に発令します。発令期間は、夏場の食中毒が発生しやすい6月15日から9月14日の3ヶ月間です。

食中毒注意報発令基準

月別	気象条件	気温（最高） 当日の最高気 温予想も参考	湿度（平均） 前日の3・9・15・ 21時の観測値	不快指数（約） 前日の12・15時 の最高値	気圧(hpa) 前日の気圧と 当日の気圧動向
6 月	中下旬	2.7 以上 2.8 以上	9.0% 以上 8.0% 以上	7.8 以上 7.8 以上	左の条件に 気圧が 1,000hpa未満より 急に 1,000hpa以上に 上昇する場合
7 月中	上中旬	2.7 以上	9.0% 以上	8.0 以上	
	下旬	3.0 以上	8.0% 以上	8.0 以上	
8 月	中	3.0 以上	8.0% 以上	8.0 以上	
9 月中	上旬	2.8 以上	8.0% 以上	7.8 以上	
	中旬	2.7 以上	9.0% 以上	7.8 以上	

hpa:ヘクトパスカル

注 1 前日が雨または曇の日で翌日が晴の時発生が多いので参考にする。

2 不快指数 = (湿球温度 + 乾球温度) × 0.72 + 40.6

不快指数 7.0 以上 一部の人が不快

7.5 以上 半数の人が不快

8.0 以上 全員が不快

3 前日の気象条件にさらに当日の気象条件を参考にする。

食品衛生監視機動班

大分県では、県下の5保健所（保健部・支所）に食品衛生監視機動班を設置し、専門的な監視・指導を行っています。主として、食品の製造施設、多種多様の食品が流通販売される施設及び給食施設などを重点的に立ち入りしています。また、食品等の収去検査を定期的実施し、有害食品の排除や食品添加物、農薬等が適正に使用されているかをチェックしています。

食品等の収去検査

都道府県知事が食品衛生法に基づいて実施する行政検査のことで、知事が必要と認めるときは、試験に必要な最小量の食品等は無償で食品衛生監視員に確保させ検査することをいいます。

食品衛生法

食品衛生法は、飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止し、公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的として、昭和22年に制定されたものです。有害食品などの製造販売等の禁止や飲食店営業などの34業種の許可及び営業の禁停止などの各種規制の規定が定められています。

食品添加物

食品衛生法により、「食品の製造過程において又は食品の加工若しくは保存の目的で、食品に添加、混和、浸潤、その他の方法によって使用する物をいう。」と定義されています。我が国では、食品添加物は厚生労働大臣が安全性と有効性の両者を確認している「指定添加物」、天然添加物として使用実績が認められ品目が確定している「既存添加物」、「天然香料」や「一般飲食物添加物」に分類されています。天然香料、一般飲食物を除き、今後新たに開発される添加物は、天然や合成の区別なく指定添加物となります。

食品添加物の化合物としての安全性は、一般毒性、生殖毒性、発ガン性などについて主に動物実験により確認されます。

食品添加物の使用基準

食品添加物ごとに、添加できる食品の種類や使用濃度、あるいは使用目的や使用方法を限定したものです。

食品の残渣

食品が食用に供された後に、又は食用に供されずに廃棄されたものや、食品の製造、加工又は調理の過程において副次的に得られた物品のうち食用に供することができないものをいいます。これらの中から有用なものを「食品循環資源」といいます。

食糧事務所

お米やパン・めんなどの小麦粉製品などを消費者に適正な価格で安定的に供給するための仕事を行っている農林水産省の地方行政機関です。

農林水産省は、国民の主食である米や麦を全国各地に安定的に供給するため、需給計画を策定し、検査、買入、保管、輸送、売却、調査を行っています。また、価格についても、消費者の家計の安定・米や麦の再生産の確保を図れるように、政府買入価格、政府売渡価格を設定するとともに、消費者価格などの動向を監視しています。

食糧事務所は、消費者が安心して米や麦を購入できるよう、米の品質表示を指導したり、米や麦の残留農薬などについて分析し、その品質や安全性を確認しています。さらに、食料品の安全性、品質の確保、表示の適正化、価格・需給の安定などに対する消費者の高い関心に応えるため、米や麦以外の食料品についても、生産、流通の各段階で点検・指導を行ったり、価格・需給の動向なども調査しています。

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律

飼料及び飼料添加物の製造等に関して規制等を行うことにより、飼料の安全性の確保及び品質の改善を図り、公共の安全の確保と畜産物等の生産の安定に寄与することを目的とした法律で、一般には「飼料安全法」と呼ばれています。

主な内容としては、飼料及び飼料添加物の製造、使用、保存、表示の方法や成分の規格が定められている他、製造業者・販売業者・輸入業者は農林水産大臣または県知事に届け出なければならないことなどが規定されています。

この法律の対象となるのは下記の動物です。

- 1 牛及び豚
- 2 鶏及びうずら
- 3 みつばち
- 4 ぶり、まだい、ぎんざけ、こい(食用)、うなぎ、にじます及びあゆ

飼料添加物

飼料安全法において「飼料添加物」とは、下記の用途に供することを目的として飼料に添加(混和)されるもので、農林水産大臣が農業資材審議会の意見を聞いて「省令」で指定するものを言います。

- 1 飼料の品質低下の防止(防かび剤、抗酸化剤、粘結剤、乳化剤、調整剤)
- 2 飼料の栄養成分その他の有効成分の補給(ビタミン・ミネラル・アミノ酸・色素)
- 3 飼料が含有している栄養成分の有効な利用の促進(合成抗菌剤、抗生物質、着香料、呈味料、酵素、生菌剤、その他)

なお、「飼料添加剤」は疾病の予防又は治療する目的で飼料に添加されている動物用医薬品であり、「薬事法」により規制されています。

総合衛生管理製造過程承認施設

1996年に食品衛生法が改正され、総合衛生管理製造過程による食品の承認制度がスタートしました。

この制度は、特定の食品の製造又は加工業者が当該食品の製造又は加工の方法及びHACCPシステムの適用手順を骨子とした衛生管理の方法について記載した総合衛生管理製造過程の実施計画書を申請書とともに厚生労働省に提出し、厚生労働大臣が内容を審査したうえで承認するものです。この制度により承認された施設のことをいいます。

ダイオキシン類

一般に、ポリ塩化ジベンゾーパラジオキシン（PCDD）とポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF）をまとめてダイオキシン類と呼び、コプラナーポリ塩化ビフェニル（コプラナーPCB）のようなダイオキシン類と同様の毒性を示す物質をダイオキシン類似化合物と呼んでいます。

平成11年7月16日に公布されたダイオキシン類対策特別措置法においては、PCDD及びPCDFにコプラナーPCBを含めて“ダイオキシン類”と定義されました。

ダイオキシン類は、基本的にはベンゼン環が2つ、酸素で結合したりして、それに塩素が付いた構造をしています。その塩素の数や付く位置によって、PCDDは75種類、PCDFは135種類、コプラナーPCBは十数種類の仲間があります（これらのうち毒性があるとみなされているのは29種類です。）。

大腸菌O157

大腸菌は、その名のとおりヒトや動物の大腸内にいる細菌です。ヒトに無害なものが多いのですが、中には胃腸炎を起こす大腸菌があります。「O（オー）157」とは大腸菌の分類を表す言葉で、同様な病気を起こす大腸菌にはO26やO111、O119などがあります。ベロ毒素を作り、出血を伴う下痢を起こすことから腸管出血性大腸菌と呼ばれています。大腸菌「O157」に感染すると、腹痛や下痢を起こしますが、重症になると出血を伴う下痢の後、脳症、溶血性尿毒症性症候群や血栓性血小板減少性紫斑病と呼ばれる病気を起こすことがあります。中には、感染しても症状が出ない人もいます。この腸管出血性大腸菌は、牛などの動物の大腸内におり、加熱不十分な食肉や調理過程で食肉に接触した食品、糞便や生活排水で汚染された水、患者や保菌動物との接触などが感染の原因となります。大腸菌は熱に弱く、75℃で1分以上加熱すれば死滅します。また、大腸菌は市販の消毒薬で殺菌できますので、手や調理器具、調理台を消毒すれば感染防止に有効です。

地産地消「とよの国食彩」運動

大分県独自の地産地消運動のことです。「地域で産したものは地域で消費する。消費あるところに産地が生まれる。」という考えを基本にして、生産者と消費者の相互理解と信頼関係を構築しながら、県産品の消費拡大と産地づくりを推進するものです。

運動の内容

- (1) 県産品愛用促進キャンペーンの推進
- (2) 「とよの国食彩クラブ」の会員による産地交流会の実施
- (3) 「とよの食彩愛用店」の登録
- (4) 県産品利用料理コンクールの開催
- (5) 量販店での県産品愛用コーナーの設置
- (6) 食生活指針の普及

特別栽培農産物に係る表示ガイドライン

生産過程等の使用資材に着目した特別な栽培方法により生産された農産物（「無農薬栽培農産物」「減農薬栽培農産物」「減化学肥料」等）の表示上の基準をいいます。

豊の国 農業・農村ビジョン21（おおいたFACEプラン）

農業・農村を取り巻く情勢は、高齢化や担い手の減少、農畜産物価格の低迷などによる農業生産力の停滞や耕作放棄地の増大等、生産構造の脆弱化や集落機能の低下が顕著になりつつあります。このような中、我が国の新しい食料・農業・農村政策の基本理念となる「食料・農業・農村基本法」が平成11年7月に制定されました。

本県においてもこのような状況を踏まえ、21世紀初頭における本県農業の健全な発展を図るため、本県がめざす農業・農村の振興方向と具体的な目標、手段を明らかにした「豊の国 農業・農村ビジョン21（おおいたFACEプラン）」を平成12年3月に策定しました。

本ビジョンは、大分県長期総合計画「おおいた新世紀創造計画」の農業・農村部門の計画であり、21世紀初頭の本県農業・農村振興の総合的かつ基本的計画です。また、

愛称である「おおいたFACEプラン」とは、環境と共生し、誰もが豊かさを享受できる農業・農村を構築することにより、県民に新鮮で良質な食料の安定供給を図るという意味を込めたものです。

F (Food:食料)、A (Agriculture:農業)、C (Country:農村)、E (Ecology:環境)

内分泌かく乱化学物質

環境庁が1998年5月に策定した「環境ホルモン戦略計画SPEED'98」によると、“動物の生体内に取り込まれた場合に、本来、その生体内で営まれている正常ホルモンの作用に影響を与える外因性の物質”とし、疑われる化学物質として67物質をあげています。

“内分泌かく乱化学物質”の名称とは別に、“環境ホルモン”を用いることもあります。内分泌かく乱化学物質として疑われているものとして、業務用合成洗剤の分解物であるノニルフェノール、ポリカーボネート樹脂の原料等であるビスフェノールA等があります。

農薬取締法

昭和23年に制定されました。農薬について登録の制度を設け、販売規制等を行うことにより、農薬の品質の適正化とその安全かつ適正な使用の確保を図り、もって農業生産の安定と国民の健康保護に資するとともに、国民の生活環境の保全に寄与することを目的とした法律で、その主な内容は、製造業者及び輸入業者の農薬登録等の規制、農薬の販売等に関する規制、農薬の使用に関する基準の設定等です。

なお、農薬取締法に基づく検査を行う機関として独立行政法人の農薬検査所があります。

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律

農林水産物等の生鮮食品、加工食品等の品質や形状、寸法、量目、包装等の基準及びそれらに関する表示についての基準を定めた法律で、通称「JAS法」と呼ばれています。

BSE（牛海綿状脳症）

1986年に英国で初めて報告された牛の病気です。感染した牛の脳組織に空泡ができて海綿状になり、中枢神経に障害を受けるために行動や運動に異常な症状等を示します。BSEは典型的な症状がでるまでの潜伏期間が長い（2～8年）が、発病すると2週間から6ヶ月ぐらいで死亡します。

原因は十分に解明できていませんが、プリオンというウイルスよりも小さなタンパク質が異常化して体内に入り感染する説が有力です。牛にBSEの病原体に汚染された飼料（肉骨粉）を与えることにより感染するとされ、牛同士の接触や空気でも感染することはありません。

狂牛病は俗称で、牛がよろよろする様子を見て英国農民が、mad cow disease と呼んだものが直訳されたものです。牛は狂っているのではなく、神経が麻痺したことによって症状を呈しているのです。

不当景品類及び不当表示防止法

商品や役務（サービス）の取引に関連する不当な景品類及び表示による顧客の誘因を防止するため、独占禁止法の特例を定めることにより、公正な競争を確保し、もって一般消費者の利益を保護することを目的としています。

景品類の最高額や総額の限度額、また、内容についての不当表示、取引条件についての不当表示等の基準を定めています。

ブルーーツーリズム

水産版グリーンツーリズムのことです。

保健機能食品

現在、多種多様な食品が流通していますが、これらの食品の特性を十分に理解し、消費者自らの正しい判断で選択し摂取できるよう、適切な情報や提供が必要です。このような現状を踏まえ厚生労働省では、保健機能食品制度を創設しました。

「保健機能食品」とは厚生労働大臣の許可または承認を受けなければならない「特定保健用食品」と、規格基準や表示基準等が設定された「栄養機能食品」とを合わせた名称です。

「特定保健用食品」は、体の生理的機能などに影響を与える保健機能成分を含んでおり、血圧、血中コレステロールなどを正常に保つことを助けたり、お腹の調子を整えるのに役立つなどの特定の保健の用途のために利用されることを趣旨とした食品です。

「栄養機能食品」は、高齢者や食生活の乱れにより、通常の食生活を行うことが難しく、1日に必要な栄養成分を取れない場合など、栄養成分の補給・補完のために利用してもらうことを趣旨とした食品です。

薬事法

医薬品、医薬部外品、化粧品及び医療用具の品質、有効性及び安全性の確保のために必要な規制を行うとともに、医療上特にその必要性が高い医薬品及び医療用具の研究開発のために必要な措置を講じることにより、保健衛生の向上を図ることを目的として、昭和35年に制定されたものです。薬同等医薬品販売業及び医薬品等製造(輸入販売)業の許可・監視、不良医薬品等の回収、業務の停止等の規制規定及び希少疾病用医薬品・医療用具の試験研究を促進するための措置が設定されています。

有機農産物の日本農林規格

JAS法に基づき、農林水産省が有機農産物の定義と有機農産物の生産の基準等を定め告示したもので、この規格に適合し、且つ登録認証機関の認証を受けなければ「有機」の表示はできません。

有機農産物の定義

化学肥料や農薬の使用を避け、播種または植え付け前に2年以上(多年生作物にあっては、最初の収穫前3年以上)の間、堆肥等による土づくりを行ったほ場において生産された農産物をいいます。

有機農産物加工食品

原材料である有機農産物の持つ特性が製造又は加工の過程において保持され、化学的に合成された食品添加物及び薬剤の使用を避けることを基本として製造された加工品(食塩及び水の重量を除いた原材料のうち、有機農産物及び有機農産物加工食品以外の原材料の占める割合が5%以下であることが必要)をいいます。

食品の安全確保基本指針検討専門会議設置要綱

(名称)

第1 本会の名称は、食品の安全確保基本指針検討専門会議（以下「専門会議」という。）とする。

(目的)

第2 消費者、食品営業者、生産者、行政担当者、学識経験者が一堂に会して、食品の安全確保についての情報交換及び相互の協力と理解を図り、食品の安全確保庁内連絡調整会議で検討した「大分県における食品の安全確保に係る基本指針（案）」について意見を述べることを目的とする。

(協議事項)

第3 専門会議の検討内容は、次のとおりとする。

- 一 食品の安全確保に係る基本的事項に関すること。
- 二 食品の安全確保に係る情報の収集、提供に関すること。
- 三 食品の安全確保に係る関係者の情報交換に関すること。
- 四 食品の安全確保に係る関係者の相互協力と理解に関すること。
- 五 その他食品の安全確保に関すること。

(構成)

第4 専門会議の委員は、次に掲げる者をもって構成する。

一 消費者代表	2名
二 食品営業者代表	2名
三 農業生産者代表	2名
四 水産業生産者代表	1名
五 行政機関代表	1名
六 行政検査機関代表	1名
七 学識経験者	1名

(座長)

第5 専門会議に座長を置き、座長は、学識経験者とする。

(開催)

第6 専門会議は、生活環境部が主宰する。

(事務局)

第7 専門会議の事務局は、生活衛生課が担当する。

- 2 事務局は、専門会議で出された意見、要望等を取りまとめ関係者に配布する。

(その他)

第8 この要綱に定めるもののほか、専門会議の運営その他必要な事項は、専門会議において協議する。

附 則

この要綱は、平成12年12月12日から施行する。
平成14年3月1日策定後、廃止

大分県食品の安全確保基本指針検討専門会議委員名簿

1 学識経験者 1名

団 体 名	役職名	氏 名	備考
別府大学短期大学部食物栄養科	教 授	工藤 隆子	

2 消費者代表 2名

団 体 名	役職名	氏 名	備考
大分県消費者団体連絡協議会 大分県生活学校連絡協議会	副会長 会 長	小野 ひさえ	
大分県消費者団体連絡協議会 大分県生活協同組合連合会	専務理事	多田 信晴	

3 食品営業者代表 2名

団 体 名	役職名	氏 名	備考
(社)大分県食品衛生協会 大分県菓子工業組合	副会長 理事長	久永 隆義	
(社)大分県食品衛生協会	専務理事	木元 正一	

4 農業生産者代表 2名

団 体 名	役職名	氏 名	備考
大分県農業協同組合中央会	農業総合対策部長	加島 子郎	
大分県酪農業協同組合	生産部長	渡辺 彰	

5 水産業生産者代表 1名

団 体 名	役職名	氏 名	備考
大分県漁業協同組合連合会	参 事	橋本 直廣	

5 行政機関代表 1名

団 体 名	役職名	氏 名	備考
大分県生活環境部生活衛生課	課 長	井沢 堯	

6 行政検査機関代表 1名

団 体 名	役職名	氏 名	備考
大分県衛生環境研究センター	所 長	野上 文史	

食品の安全確保庁内連絡調整会議設置要綱

（名称）

第1 本会の名称は、食品の安全確保庁内連絡調整会議（以下、「庁内連絡会議」という。）とする。

（目的）

第2 生産から流通、消費に至る食品の安全確保に関する基本的事項及び関係部局における具体的対策を検討し、食品の安全確保基本指針検討専門会議の意見を聴いて、「大分県における食品の安全確保に係る基本指針」を策定するとともに、関係部局相互の協力体制を強化することを目的とする。

（検討事項）

第3 庁内連絡会議は、食品による危害を防止するため、次の事項について協議する。

- 一 生産から流通、消費に至る全庁的な食品の安全確保に関する基本的事項
- 二 関係部局間の相互協力に関する事項
- 三 情報の収集及び交換に関する事項
- 四 その他、必要と認められる事項

（構成）

第4 庁内連絡会議の委員は、次に掲げる関係課長等をもって構成する。
健康対策課長、生活環境課生活安全室長、営農指導課長、農産課長、流通園芸課長、畜産課長、林業振興課長、漁政課長、水産振興課長、衛生環境研究センター化学部長・微生物部長、生活衛生課長

（庁内連絡会議）

第5 庁内連絡会議の開催等については、次のとおりとする。

- 一 庁内連絡会議に議長を置く。
- 二 議長は、生活衛生課長とする。
- 三 庁内連絡会議は、議長が必要に応じて招集し、会議を主宰する。
- 四 議長は、必要に応じて、委員以外の者に出席を求めることができる。
- 五 議長は、会議における協議の経過及び結果を整理の上、記録し、保管しなければならない。

（作業部会）

第6 庁内連絡会議に会議の協議・検討を補佐するため、作業部会を置く。

- 一 作業部会は、委員を構成する関係各課の課長補佐、係長等及び衛生環境研究センター主幹研究員をもって構成する。
- 二 作業部会は、議長が招集し、主宰する。
- 三 議長は、必要に応じて、部会員以外の者に出席を求めることができる。

（事務局）

第7 庁内連絡会議の庶務は、生活衛生課が担当する。

（その他）

第8 この要綱に定めるほか、庁内連絡会議の運営その他必要な事項は、庁内連絡会議において協議する。

附 則

この要綱は、平成12年12月12日から施行する。
平成14年3月1日一部改正